(8)‖ アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十五までのものであつて、重合度が四から十二までのものの混合物に限る。）	一	（新設）
(9)‖ イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五	（新設）
(10)‖ エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物	一	（新設）
(11)‖ キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物	一〇	（新設）
(12)‖ グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）	一	（新設）
(13)‖ 一・二―シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル	一	（新設）
(14)‖ 三―（三・五―ジ―ターシャリ―ブチル―四―ヒドロキシフェニル）プロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇	（新設）
(15)‖ ジプロピレングリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇	（新設）
(16)‖ 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十から十八までのもの（炭素数が十二から十六までのものを除く。）であつて、重合度が七のもの及びその混合物に限る。）	一〇	（新設）
(17)‖ 植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。）	一〇〇	（新設）
(18)‖ シンナムアルデヒド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一	（新設）
(19)‖ 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	一〇	（新設）
(20)‖ 大豆油脂肪酸メチルエステル	一	（新設）